

第一部

序論

第1章 計画の概要

1 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や地域の団体、民間企業、福祉サービス事業者、市、社会福祉協議会などが主体的に関わり合い、協力することにより、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

社会福祉法では、地域住民、社会福祉関係者などが相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。また、福祉サービスを必要とする人たちも地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化など、あらゆる分野の活動に参加できるよう、地域福祉を推進していくことの重要性が明記されています。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的に市町村が策定する行政計画です。

一方、地域福祉活動計画は、住民や各種団体の自主的・自発的な福祉活動の活性化を図ることを目的に、社会福祉協議会が住民や地域の社会福祉関係者などに呼びかけ、相互協力して策定する、民間の活動・行動計画です。

この計画に基づき、地域住民自らが、行政、関係団体等と互いに協働しながら、地域に存在する課題を解決するための様々な活動に積極的に参加していくことを目指すこととします。

2 計画策定の背景

本市では、平成21年3月に社会福祉法に基づく「高崎市地域福祉計画・高崎市地域福祉活動計画（平成21年度～平成25年度）」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

この第1次計画では、地域に住む住民一人ひとりを地域福祉推進の主役に位置づけ、身近な地域での住民相互の手による地域福祉活動の振興が、地域全体の活性化や地域社会の再生につながると考え、地域福祉を推進してきました。

また、この第1次計画では、「住民参加の必要性」、「ともに生きる社会づくり」、「男女共同参画」、「福祉文化の創造」といった視点から、地域福祉を推進するための基盤づくりを進めてきました。

近年は、核家族化が一段と進展し、高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりが希薄化するとともに、地域との関係を持たない人が増えるなど、地域での問題解決が難しくなっています。

さらに、高齢者の孤立死、子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、虐待、貧困、自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。

また、東日本大震災や伊豆大島豪雨災害などの災害が起きる度に、高齢者や障害者などの避難行動要支援者と呼ばれる人たちの被害が目立っており、現在その対応が求められています。

このため、本計画ではこれまで取組んできた第1次計画の成果を踏まえ、必要な見直しを行い、市民や地域のさまざまな活動主体が自分の地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合える関係づくりを進め、高崎市に住むすべての人々が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進していくことを定めています。

3 第1次計画の評価と第2次計画の方針

これまで市と市社会福祉協議会とは、第1次計画に基づき、相互に連携しながら地域福祉の推進に取り組んできました。

今回の第2次高崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第2次計画」という。）の策定にあたり、まずは第1次計画の評価を行いました。

第1次計画は高崎市地域福祉計画（市の計画）、と地域福祉活動計画（市社会福祉協議会の活動・行動計画）から成っていましたが、評価にあたっては、第1次計画の基本目標に沿って、内容を一体的に整理することにより、評価を行いました。

第2次計画では、これまで取り組んできた第1次計画の成果を踏まえ、必要な見直しを行い、地域福祉のさまざまな活動主体が、地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合える関係づくりをより効果的に進めるため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとします。

また、第2次計画では、これまで取り組んできた第1次計画の成果や課題、また超高齢社会を見据えた取り組みや孤立死、権利擁護など、新たな課題も踏まえ、事業の取り組みを明確にし、実効性のある地域福祉の推進に取り組むための計画として策定しました。

<p>第1次地域福祉計画（市の計画）の取り組み方針</p>	<p>第1次地域福祉活動計画（社会福祉協議会の活動・行動計画）の取り組み方針</p>
<p>（基本目標1）「ふれあいとやさしさでつむ高崎市」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他人を思いやり、互いに助けあい支えあうといった、ともにいきる地域への意識づくりを推進。 ・既存施設や空き家・空き店舗等を活用した交流の場づくりや、そこに関わる支援者の確保。 ・地域のイベントの開催や、地域のネットワークを活用することで、世代間や住民同士の交流を促進。 ・地域で支援が必要な人の情報等の収集及び共有方法や、情報を活用する際の地域住民及び各種団体の協働の仕組みの検討。 ・一人では対応困難な課題を抱える住民とサービス提供者をつなぎ、適切な福祉サービスをコーディネートする仕組みづくり。 	<p>（重点目標1）「小地域単位の福祉の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会などの小規模な単位で福祉推進を図るために、住民相互の交流活動、助けあい活動などの推進。 ・地域住民が互いに地域課題を共有し、課題解決を図ることを推進。 ・高齢者などの交流の場として、地域の既存施設や空き家・空き店舗の活用。 ・一人暮らしの高齢者や障害者等の日常生活のちょっとした困りごとへの支援。 ・福祉サービスを行っている社会福祉法人やNPO法人の活動をPR。 ・地域の福祉活動の調整役等を担う専門職の資質向上のため、研修や事例検討など援助指導の確立。 ・地域で連携してサービスの調整や情報共有などを行っていくための仕組みづくり（たすけあい支援センター）を研究。 ・地区社会福祉協議会活動の活性化。



<p>第1次計画の評価と第2次計画の策定に向けた方針</p> <p>○平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、地域の住民が地域の一員として共に支えあって暮らす姿が報道されるなか、地域での絆の重要性が再認識され、地域で支えあう気運が高まったと考えられます。さらに、見守り等、民生委員の活動により、町内会などの顔の見える地域での助け合いの気運も高まっています。しかし、世代間や住民同士の交流活性化や地区社会福祉協議会活動の推進等については、まだまだ十分でないものと思われまます。</p> <p>○市民福祉意識アンケートで、「ご近所とのつき合いの程度」についての質問に対する回答では、前回の調査と結果に大きな差は見られませんでした。</p> <p>○第1次計画の評価と現状を踏まえ、第2次計画では、住民同士が連携するための仕組みや、地域で支え合い、助け合うための仕組みづくりを目指し、あわせて、地域での解決が難しい専門的な課題に対応する仕組みづくりを目指します。</p>
--

<p>第1次地域福祉計画（市の計画）の取り組み方針</p>	<p>第1次地域福祉活動計画（社会福祉協議会の活動・行動計画）の取り組み方針</p>
<p>（基本目標2）「みんなでひろげよう福祉の輪」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での様々な活動に、勇気を持って一歩踏み出すために、広報や回覧板等を通じた意識啓発。 ・住民同士の交流が活性化し、みんなが知り合いになれる地域を目指し、ふれあいいきいきサロンなどの交流の場・活動の場づくりの推進。 ・ボランティア活動に誰もが積極的に参加できる支援体制の構築。 ・公益活動の環境整備等の充実。 	<p>（重点目標2）「ふれあい・いきいきサロンの推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に地域の人や情報と出会える場、地域コミュニケーションの拠点として、ふれあい・いきいきサロン活動の新規開設・継続の支援。 ・公共施設や民間施設における空きスペースを活用し、開催場所を確保。 ・閉じこもりがちな人や外出が困難な人がサロンに参加できる支援を検討。 ・サロン活動費助成事業を継続・強化することによる活動支援。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会によるふれあい・いきいきサロンの運営・支援の充実。 <p>（重点目標3）「公益活動（ボランティア・市民活動など）の支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ボランティアセンターの機能強化。 ボランティア情報の充実 コーディネート力の充実 など ・社会福祉協議会による公益活動支援団体や関係団体との連携・支援。



<p>第1次計画の評価と第2次計画の策定に向けた方針</p>
<p>○ふれあい・いきいきサロンについては、平成19年では122箇所から平成25年度では286箇所に増加し、目標として設定した229箇所は達成しましたが、開設されていない地域も見られます。ボランティアや市民活動の支援では、市ボランティアセンターのボランティア情報の充実などにより、強化が図られましたが、まだ十分とは言えない状況です。</p> <p>○市民福祉意識アンケートでは、現在、ボランティア・市民活動に参加している人は15%程度である一方、機会があればボランティア・市民活動に参加したい人は約5割となっており、何らかのきっかけがあれば参加してもよいと考えている人が多いことがうかがえます。</p> <p>○こうしたことから、第2次計画では、誰もが気軽にボランティアに参加できるよう、ボランティアに関する情報の発信や活動の場と機会の確保、さらに講座の開催などを集中的に行う市ボランティアセンターの機能強化が求められます。</p>

<p>第1次地域福祉計画（市の計画）の取り組み方針</p>	<p>第1次地域福祉活動計画（社会福祉協議会の活動・行動計画）の取り組み方針</p>
<p>（基本目標3）「安心・安全は気配り・目配り・思いやりから」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な地域を実現するために、地域住民同士が顔見知りになり、普段からの交流を深めるための環境づくり。 ・地域での防災訓練や地域安全パトロールなどの活動支援や、これらの活動の基本となる住民相互の交流の活性化。 ・災害に備え、要支援者の把握や関係団体との要支援者情報の共有など適切な支援体制づくり。 	<p>（重点目標4）「たすけあいを必要とする人を支援するネットワークの推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を抱える人が気軽に相談できる窓口の確保、必要に応じて福祉サービス等につなげられる体制の整備。 ・地域包括支援センターが主催する「地域たすけあい会議」を充実させることで、民生委員や地域の福祉関係者との連携の推進。 ・支援を必要とする人が活用できるサービスや団体の一覧表を作成し、関係団体と情報を共有することで適切で迅速なサービスの提供。 ・支援を必要とする人の情報を共有するための体制の整備。



<p>第1次計画の評価と第2次計画の策定に向けた方針</p>
<p>○基本計画の「安心・安全は気配り・目配り・思いやりから」では、住民主体による地域での防災訓練や地域安全パトロールなどの活動支援、地域たすけあい会議との連携などについて一定の成果があったものと思われませんが、地域により温度差があり、特に災害時の避難行動要支援者の適切な把握や、支援方法、それに基づく防災訓練等は一部の地域で行っているものの全市的な広がりは見られません。</p> <p>○重点目標の「たすけあいを必要とする人を支援するネットワークの推進」では、高齢者が抱える課題の相談窓口となる地域包括支援センターの認知度が低い状況でしたが、地域に出向いての「地域たすけあい会議」の開催や支援が必要と思われる高齢者世帯への訪問活動により、徐々に認知度が高まりつつあります。今後は民生委員や地域の医療機関、その他の福祉関係団体との連携を密にし、地域包括支援センターを中心としたネットワークのさらなる構築を図ることが必要です。</p> <p>○市民福祉意識アンケートでは、災害時に地域で支えあうために必要なこととして、3割以上の方が「日頃からの近所同士の交流」を挙げています。また、孤立死が増えていることに関する質問でも、「地域のつながりが希薄化してきているため」を挙げた人が多かったことなどから、地域における災害弱者や孤立死の不安のある人への支援は地域のつながりの強化により対応することが効果的と考えている人が多いことがうかがえます。</p> <p>○こうしたことから、第2次計画では、避難行動要支援者名簿を活用し、平常時から災害に備える取り組みを構築したり、孤立死の防止策として、地域連携の必要性や地域の自主活動の支援をするなど、第1次計画の成果を生かした普及啓発を推進していく必要があります。</p>

<p>第1次地域福祉計画（市の計画）の取り組み方針</p>	<p>第1次地域福祉活動計画（社会福祉協議会の活動・行動計画）の取り組み方針</p>
<p>（基本目標4）「育てよう、伝えよう、きれいな心」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の信頼関係を強化するための「あいさつ運動」などによる、マナー・モラルの向上。 ・福祉教育・道徳教育・生涯学習などの社会教育を推進するための、学習環境の整備。 ・子供や若い世代に助け合いや支えあいの心を育んでもらうために、ボランティア育成セミナーや研修会などの開催を推進。 	<p>（重点目標5）「福祉学習の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域それぞれの分野で、福祉活動に対する姿勢や意識を養い、住民参加による福祉活動を推進。 ・小中学校等におけるハンディキャップ体験講座の開催及び教職員への必要情報の提供 ・地区社会福祉協議会に対する福祉学習の機会の提供や場の提供を行い、これを支援。 <p style="margin-left: 40px;">福祉体験学習の企画 福祉機器の貸出 世代間交流事業の支援、人材育成</p>



<p>第1次計画の評価と第2次計画の策定に向けた方針</p>
<p>○第1次計画では、市の実施する「出前講座」の開催や、市社会福祉協議会による福祉研修、講座の開催により福祉学習の機会の提供、学校や地域における福祉体験学習の推進により、一定の成果があったものの、地域の世代間交流事業への支援などで十分でなかったり、地域社会における日常的な「助け合い・支え合い」はさらに推進する必要があると考えられます。</p> <p>○市民福祉意識アンケートでは、福祉教育の推進のために必要なこととして、「職場や学校で、福祉活動やボランティア活動に取り組む機会を設けること」「子どもに対して、福祉に関する学習の機会を増やすこと」などを挙げた人が多かったことなどから、学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を増やすことが必要であると感じているようです。</p> <p>○このことから、第2次計画では、「互いに支え合い、助け合う」という意識を高めていくために、地域のみならず、職場や学校でのモラルやマナーの向上や福祉教育、世代間交流の促進などについて更なる充実に努めます。</p>

4 地域福祉計画の位置づけ及び第2次計画の期間

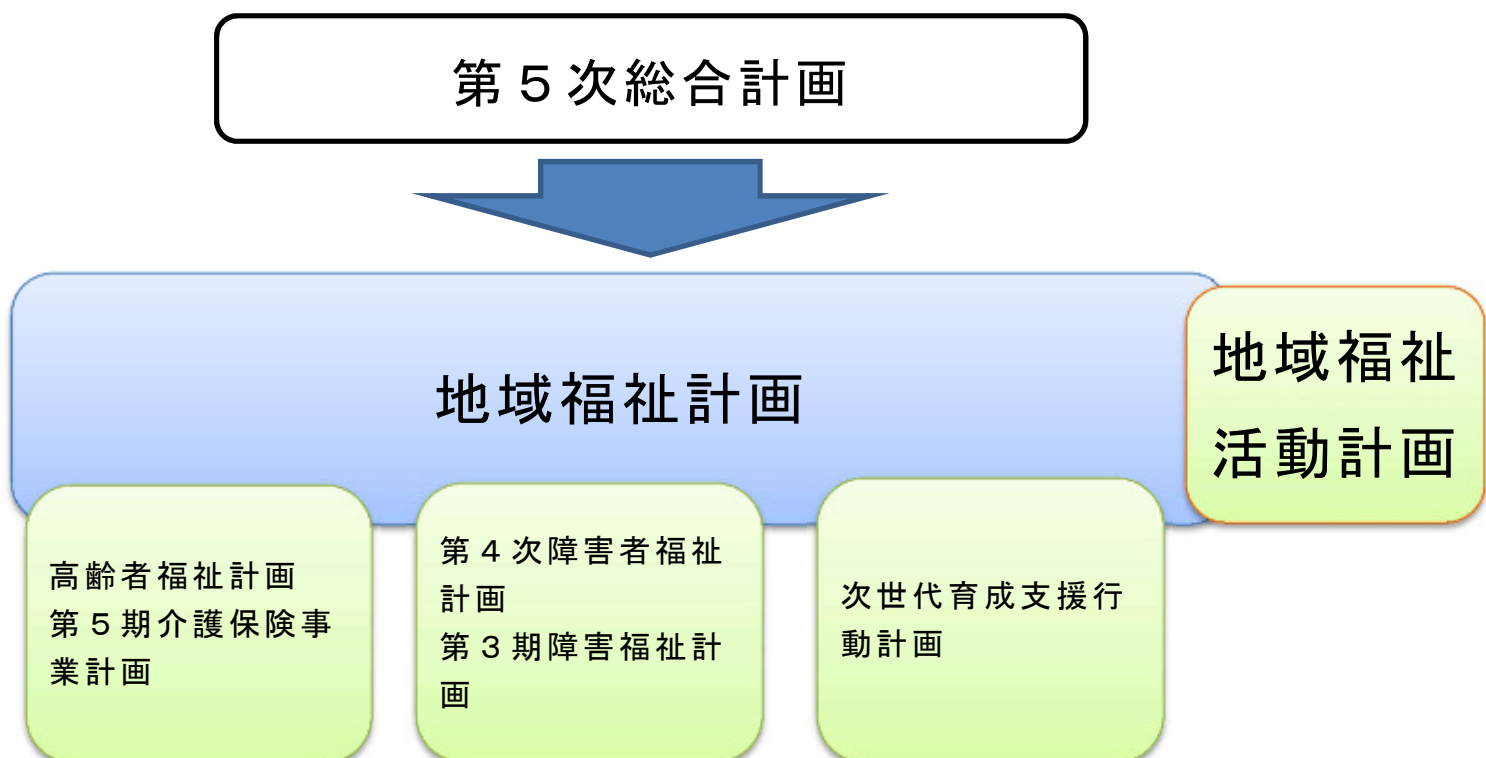
(1) 総合計画との関係

地域福祉計画は、本市の第5次総合計画の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を定めた計画です。

第5次総合計画の基本構想では、健康・福祉分野の政策目標を「すこやかで元気に暮らせるまち」とし、この分野の施策のひとつとして、地域福祉の推進を位置づけています。

(2) 他の福祉関係計画との関係

本市における福祉関係計画には、高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画、障害者福祉計画（障害福祉計画を含む）、次世代育成支援行動計画、健康増進計画などがあり、地域福祉計画はこれらの計画と連携し、整合性を図るとともに、これらの計画を内包し、総合的な福祉施策を展開する計画として推進していきます。



(3) 計画期間

計画期間については、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との調整、国や県などの動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(年度)									
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
高崎市地域福祉計画									
					第2次高崎市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画				
高崎市地域福祉活動計画									

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者、各種団体の代表者、公募の市民などで構成する「地域福祉市民会議」を計7回開催し、地域福祉の推進に向けた意見をいただきました。

また、市庁内の地域福祉連携会議並びに市社会福祉協議会の地域福祉活動計画ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）において協議、検討を行いました。

さらに、「市民福祉意識アンケート調査」や「パブリックコメント」を実施し、多くの市民の意見の反映に努めました。

（1）地域福祉市民会議

計画策定における中核組織として位置づけられる地域福祉市民会議は、公募委員15人、各団体から推薦をいただいた推薦委員25人の計40人で構成され、平成25年6月から10月の間に計7回開催し、グループワークを通じて、地域の困りごとや課題となっていることなどの意見を出し合い、地域福祉について深く議論し、計画素案を作成しました。

○地域福祉アドバイザー

地域福祉市民会議に講話・講評をいただくため、地域福祉や社会福祉などを専門とする学識経験者をアドバイザーに委嘱しました。

金井 敏 氏 （高崎健康福祉大学健康福祉学部教授）総括アドバイザー

菱沼 幹男 氏 （日本社会事業大学社会福祉学部専任講師）

永田 理香 氏 （高崎健康福祉大学健康福祉学部講師）

小金澤 嘉 氏 （東京福祉大学社会福祉学部非常勤講師）

(2) 社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会
高崎市社会福祉審議会の専門分科会の一つとして、地域福祉に関する事項を調査・審議するために置かれる地域福祉専門分科会（※用語解説）において、地域福祉計画の策定に関する審議が行われ、また、市社会福祉協議会に置かれる地域福祉活動計画策定委員会（※用語解説）では、地域福祉活動計画の策定に関する審議が行われました。それぞれの審議結果は、市長、社会福祉協議会会長に答申され、第2次計画に反映しました。

(3) 市及び市社会福祉協議会の内部組織

①地域福祉連携会議

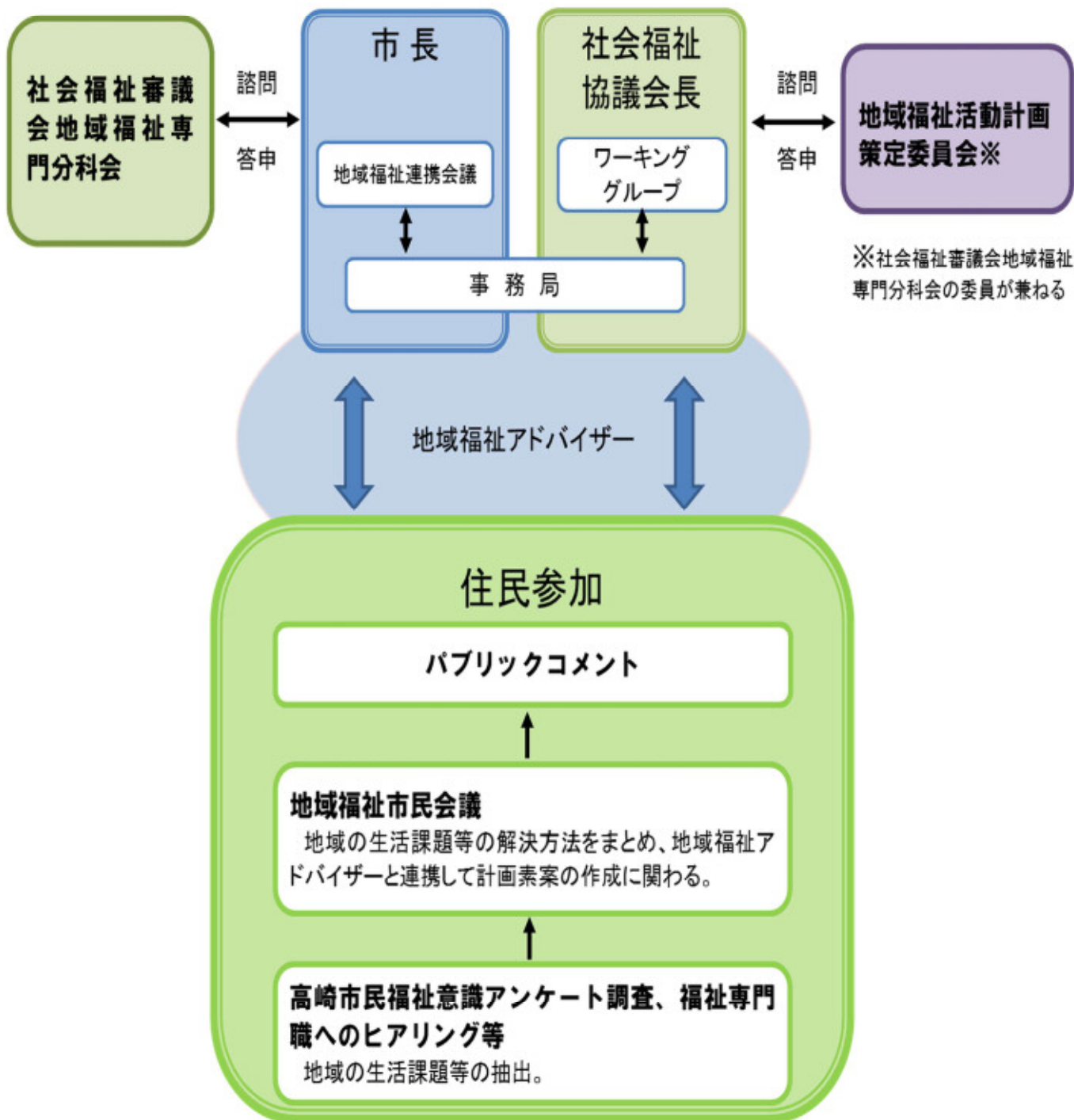
市の内部横断組織として、福祉・保健・教育・防災・防犯・交通やまちづくりなどの生活関連部門の職員を構成メンバーに、地域福祉連携会議を設置し、計画策定のための必要な事項について、必要な検討、調整を行いました。

②地域福祉活動計画ワーキンググループ

本計画の策定にあたり、必要な事項の調査、検討、調整等を行うため、ワーキンググループを市社会福祉協議会内に設置しました。

ワーキンググループでは、地域の課題に対する方策の検討や市社会福祉協議会の事業の現状分析等を行いました。

第2次計画の策定体制



第2章 計画の基本理念と基本目標及び体系図

1 計画の基本理念

第1次計画では、自らの住む地域をより良いものとするために、地域の住民同士が絆を深め、多くの市民の力を結集した助け合い・支え合いの活動を展開していくことを目指し、基本理念を「たすけあい、かかわりあって、ささえあう、きずなでつくる、しあわせのまち」のキャッチフレーズを掲げました。

第2次計画においても、第1次計画の基本理念を継承し、その実現に向けた具体的施策を推進していくために、次の基本理念を掲げます。

地域の支え合い、助け合いによる共助社会の実現

2 計画の基本目標

地域福祉に関する現状及び課題を踏まえ、基本理念の実現を目指し、今後5年間の取り組みの基本目標を以下のとおりとしました。

基本目標 1

地域で支え合い、助け合う福祉のまちづくり

基本目標 2

誰もがボランティア・市民活動に参加できる福祉のまちづくり

基本目標 3

福祉の文化・意識を育むまちづくり

基本目標 4

地域福祉を支える環境づくり

3 計画の体系

○第2次計画の全体像説明

本計画の表紙のイラストは、第2次計画が目指す共助社会のイメージを表現しています。



公助の陽

「公助」とは、市をはじめ県や国などの公的機関が地域の支援を行うことです。

公的機関による支援は、様々な福祉課題に対応するため、地域全体に広くいきわたる必要があります。また、地域における共助の取り組みが活発に行われるよう支援することが大切です。

このことから、「公助」について、地域をあまねく照らし、地域を元気にする太陽をイメージして描かれています。

共助の木

「共助」とは、互いに力を合わせて助け合うことです。

地域住民が主体となり、町内会活動やボランティア・NPO活動などを行い、福祉課題に即した支えあいや助け合いを実現していくことです。

地域の福祉施設や福祉関係事業者によるサービス提供なども共助に位置づけられます。

本計画では、地域で行われる様々な「共助」の取り組みが着実に行われることを「大きな実のなる木」に例えました。

大きな実（取り組みの成果）をつけるために、大地（福祉の文化）からたくさんの栄養を得て、太陽（公助）からたっぷり日を浴び、襲いかかる災害（福祉課題）にびくともしない大きな木を育てるというイメージを描いています。

福祉課題

地域において、住民の日常生活を脅かすものとして、様々な「福祉課題」が存在します。

例えば、高齢者の孤立死、子育てに悩む保護者の孤立、虐待、貧困、などがあげられます。

そのほかにも、地震や豪雨などの自然災害に備えるため、地域の助け合いを強化することなども福祉課題です。

地域住民が安心して暮らせる社会を構築するためには、これらの福祉課題に負けない地域の支え合いや助け合いの意識を醸成することが必要です。

イメージ図では、共助の木に降りかかる暴風雨をイメージして描かれています。

福祉の文化

「福祉の文化」とは、住民の積極的かつ主体的な参加を通じて、福祉に対する関心と理解を深めることです。

住民が自らの問題として参加学習し、地域の課題を解決することや福祉を中心として、人にやさしく、人が尊重される地域づくりを行うことです。

福祉の文化は共助社会の実現のための基盤となる要素であるといえます。

このことから、「福祉の文化」について、共助の木がしっかり根を張ることのできる大地をイメージして描かれています。

体系図

第2次計画の基本目標	施策の方針	取り組み内容	
基本目標 1 地域で支え合い、助け合う福祉のまちづくり	(1) ご近所の連携による支え合いの推進	(1) -1 ご近所連携の仕組みづくり	
		(1) -2 ご近所の情報共有	
		(1) -3 ご近所助け合い活動の推進	
	(2) 地域の見守り体制の強化	(2) -1 身近な人たちによる見守り	
		(2) -2 孤立死ゼロに向けた体制強化	
		(2) -3 虐待防止の啓発	
	(3) 地域の福祉活動の充実	(3) -1 地域福祉の中心的担い手の育成	
		(3) -2 団塊世代・高齢者の社会参加の促進	
		(3) -3 身近な地域で話し合う場づくり	
		(3) -4 地域の福祉活動を担う団体の活性化	
		(3) -5 社会福祉協議会による地域支援	
	(4) 住民相互の交流活動の支援・推進	(4) -1 地域の交流の場づくり	
		(4) -2 地域の活動への積極参加	
	第2次計画の基本目標	施策の方針	取り組み内容
	基本目標 2 誰もがボランティア・市民活動に参加できる福祉のまちづくり	(5) ボランティア活動・市民活動等の推進	(5) -1 ボランティア活動・市民活動の啓発と支援
			(5) -2 ボランティア活動等の情報の収集と提供
(6) ボランティア活動・市民活動の担い手の育成と発掘		(6) -1 ボランティア活動・市民活動の担い手育成	
		(6) -2 アクティブシニアのボランティア活動・市民活動への支援	

第2次計画の基本目標	施策の方針	取り組み内容
基本目標3 福祉の文化・意識を育む まちづくり	(7) モラルやマナーの向上	(7) -1 モラルやマナーの向上に向けた地域での啓発活動
	(8) 福祉教育の推進	(8) -1 地域における福祉教育の推進
		(8) -2 学校や家庭、職場における福祉教育の推進
		(8) -3 障害の正しい理解と適切な対応を学ぶ活動の推進
(9) 世代間交流の促進	(9) -1 地域における世代間交流	

第2次計画の基本目標	施策の方針	取り組み内容
基本目標4 地域福祉を支える環境づくり	(10) 福祉サービスの利用しやすさの向上	(10) -1 福祉サービスの情報提供
		(10) -2 身近な相談支援体制の整備
	(11) 民生委員・児童委員の活動の充実	(11) -1 民生委員・児童委員への支援
	(12) 避難行動要支援者を支援する体制の強化	(12) -1 災害時の避難行動要支援者の支援
		(12) -2 災害時の避難行動要支援者の避難先確保
	(13) 総合的な支援体制の整備	(13) -1 地域包括ケア体制の推進
(13) -2 生活困窮者の自立支援		
(13) -3 権利擁護の推進		